

(申請者用)

### 3 郵送による教習資格認定証の送付及び同認定に係る猟銃用火薬類譲受許可申請

申請者（郵送希望者）

管轄警察署に赴き教習資格認定の申請を行う。  
(この申請は郵送手続はできません。)

管轄警察署から教習資格の認定を行った旨の電話連絡を受ける。  
※ このとき、担当者に教習資格認定証の交付、猟銃用火薬类等譲受許可申請の郵送で希望する旨を伝えてください。

猟銃用火薬类等譲受許可申請書等を管轄警察署に郵送する。

(必要書類等)

猟銃用火薬类等譲受許可申請書 1 通、手数料 2,400円

火薬類消費等計画書 1 通、

簡易書留用封筒 (A4判用紙が入るサイズ:郵送に必要な額の郵便切手を貼付)

(留意事項)

- 1 猟銃用火薬类等譲受許可申請書、火薬類消費等計画書、記載例は、京都府警ホームページに掲載されています。
- 2 猟銃用火薬类等譲受許可申請書 1 通に必要な事項を記載してください。
- 3 教習資格認定証及び猟銃用火薬类等譲受許可証の簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、申込者の住所・氏名を宛名に記載した封筒を同封してください。
- 4 教習資格認定証の大きさは、A4判です。
- 5 納付書により手数料 2,400円を金融機関等で支払い、
  - ①領収日付印のある納付済証部分
  - ②猟銃用火薬类等譲受許可申請書 1 通
  - ③火薬类等消費計画書 1 通
  - ④返信用封筒 (郵送に必要な額の郵便切手を貼付)を管轄警察署に郵送してください。
- 6 教習資格認定証は、猟銃用火薬类等の譲受けの許可申請が行われるまで管轄警察署で保管します。

教習資格認定証・猟銃用火薬类等譲受許可証が届く。  
管轄警察署から簡易書留により認定証、譲受許可証が届きます。

※管轄警察署は、申請される方の住所地を管轄する警察署になります。